

いじめ重大事態調査報告書

令和8年4月20日

さいたま市立[REDACTED]小学校いじめ対策委員会

はじめに

本調査報告書は、令和7年度さいたま市立[]小学校3年[]組の児童である[]（以下、「当該児童」）が、他児童（以下、「関係児童」）から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法（以下、「法」）第28条の規定に基づき、まとめたものである。

本調査は、法第22条並びにさいたま市立[]小学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」）に基づき設置された、さいたま市立[]小学校いじめ対策委員会（以下、「委員会」）が、当該児童の保護者の意向を踏まえ、「いじめ重大事態の調査のガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に則って行った。なお、ガイドライン第1章第2節に記載のとおり、事実関係を可能な限り明らかにし、本校の課題点を明確にしたうえで当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずるため、学校が行った調査の再分析を行い、さいたま市スクールロイヤーに依頼し、その助言・監修の基、調査報告書としてまとめたものである。

1 事案の概要

(1) 関係する児童

- ・当該児童 3年[]組 []
- ・関係児童A 3年[]組 []
- ・関係児童B 3年[]組 []

(2) 事案の対象

- ア 令和7年5月頃から6月頃、関係児童Aから、友達をやめる、と言われた事案。
- イ 令和7年5月頃、関係児童Aから、大切にしている折り紙を、欲しい、と繰り返し要求され、当該児童が要求を断っても、勝手に持ち出されそうになった事案。
- ウ 令和7年5月頃から、関係児童Bから、口の中の痰を見せられたり、授業中に、後ろの座席から嫌がらせを受けたり、悪口を言われたりした事案。

(3) 事案の覚知からの経緯

令和7年5月27日（火）15時40分頃、担任は、当該児童の保護者から、令和7年5月頃から、関係児童A及びBから、嫌な思いをさせられている、座席の移動をしてほしい、と依頼する文書を受け取った。令和7年6月16日（月）担任と生徒指導主任は、関係児童A及びBから聴き取りを行った。同日、校長は、委員会を開催し、関係児童A及びBの聴取結果を受け、いじめを認知した。

(4) いじめ重大事態の発生を報告するまでの経緯

令和7年7月10日（木）教頭は、当該児童の保護者から、当該児童は、関係児童A及びBからの行為が原因で、当該児童が[]及び[]を発症したとの報告を受けた。同日、校長

は、委員会を開催し、7月10日（木）現在、いじめによる欠席日数が26日であることから、当該児童は、関係児童A及びBからの行為により心身に重大な被害が生じた疑い及び相当の期間学校を欠席することが余儀なくされた疑いがあるものと判断し、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態（1号かつ2号重大事態）の発生について報告した。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

ア 主 体	委員会		
イ 構成員	委員長	校 長	■■■■■
	委 員	教 頭	■■■■■
		養 護 教 諭	■■■■■
		教育相談主任	■■■■■
		3 学 年 職 員	■■■■■、■■■■■、■■■■■
			教 務 主 任 ■■■■■
			生 徒 指 導 主 任 ■■■■■

(2) 調査方法

委員会で検討をした上で、当該児童の保護者に確認をし、以下の調査を行った。

- ア 当該児童の保護者からの聴き取り調査
- イ 関係児童からの聴き取り調査

※当該児童への聴き取りについては、当該児童の保護者の意向を踏まえ実施していない。

3 調査結果

(1) 当該児童の保護者からの聴き取り

- ア 令和7年5月27日（火）15時30分頃、担任は、当該児童の保護者から、当該児童が友達関係で悩み、ストレスとエネルギー消耗が激しい、席を変えてほしい旨が書かれている封書を受け取った。
- イ 6月3日（火）16時00分頃、担任が、当該児童の保護者から、電話連絡にて、聴き取った内容
 - (ア) 6月4日（水）以降、当該児童は欠席するため給食停止を考えている。
 - (イ) 担任から、当該児童と話がしたいとの要望を受けたが、当該児童は、話ができる精神状態ではない。
 - (ウ) 担任から、翌週に席替えを行うことについて話があったが、当該児童は、登校できる状態ではない。
 - (エ) 6月17日（火）の個人面談（学校行事としての通常面談）で、今回の欠席について改めて話がしたい。
- ウ 6月4日（水）8時00分頃、担任が、当該児童の保護者から、電話連絡にて、聴き取った内容
当該児童は、6月4日（水）から6月17日（火）まで、友人関係へのストレスとエネルギー消耗が激しいため欠席する。
- エ 6月10日（火）10時00分頃、栄養教諭が、当該児童の保護者から、電話連絡にて、聴き取

った内容

当該児童の給食を停止してほしい。

オ 6月10日(火)16時00分頃、担任が、当該児童の保護者から、電話連絡にて、聴き取った内容

- (ア) 当該児童は、まだ気持ちが不安定で、担任と話ができる状態ではない。
- (イ) 6月10日(火)10時00分頃、栄養教諭に連絡し、給食を停止するよう依頼した。
- (ウ) 6月13日(金)給食停止の手続きと、当該児童の荷物を受け取るため、学校へ行く。

カ 6月11日(水)17時00分頃、教頭が、当該児童の保護者から、電話連絡にて、聴き取った内容

- (ア) 当該児童は、関係児童A及びBのことが嫌で怖いと感じている。関係児童A及びBのことを見ると[]を起こす。
- (イ) 封書で当該児童の状況や関係児童への対応を訴えたが、学校が、速やかに対応できなかったことについて、学校が、当該児童に謝罪するとしても今は受入れられない心情である。
- (ウ) 6月13日(金)校長と面談を行う意向がある。

キ 6月13日(金)11時00分頃、校長が、当該児童の保護者から、面談にて聴き取った内容

- (ア) 当該児童は、学校の話をする、関係児童とのことが[]するようで、泣き出してパニックになる。登校はかなり難しい。6月いっぱい欠席の方で考えている。
- (イ) 当該児童はいじめられたと言っているが、保護者としては意地悪程度に感じている。
- (ウ) 6月18日(水)当該児童は、かかりつけの病院で受診の予約を入れた。診察結果については改めて連絡する。
- (エ) 当該児童が関係児童から受けた事案について記載したメモを作ってきたので参考にしてほしい。

ク 6月13日(金)当該児童の保護者から提出されたメモに記載された内容

- (ア) 5月中旬頃(日時不明)関係児童Aとのやり取りについて
 - a 当該児童は、他児童と休み時間に遊ぶ約束をしていたところ、関係児童Aから、遊びに誘われた。
 - b 当該児童は、関係児童Aからの遊びの誘いを断ると、関係児童Aは、不機嫌になり、さらにしつこく当該児童のことを誘ってきた。
 - c 当該児童は、他児童の約束を仕方なく断ることにした。
 - d 関係児童Aは、当該児童の大切にしているドラゴンの折り紙が「欲しい」と言ってきた。
 - e 当該児童は、ドラゴンの折り紙をあげないと断ると、関係児童Aは、不機嫌になり、しつこく折り紙が欲しいと要求し、勝手に引き出しから出し奪おうとした。
 - f 関係児童Aから、友達やめる、と何度も言われ、深く傷つき不安な気持ちになった。
 - g 当該児童は、当該児童の父親に、関係児童AとBの二人に恐怖を感じる、と話した。
- (イ) 5月28日(水)
 - a 当該児童は、関係児童Aから、再び、友達やめる、と言われ傷付いた。
 - b 当該児童は、関係児童Bから、授業中、肩をトントンされる。
 - c 当該児童は、当該児童の家族とで話し合った結果、関係児童Bからの行為に対して、反応し

ない対応をすることを決め、やり過ごすことにした。

- d 5月27日(火)担任に手渡した手紙に対する担任からの回答はなかった。
- (ウ) 5月29日(木)
 - a 当該児童は、朝から不安が強く、1時間目終了後、早退することになる。
 - b 当該児童は、関係児童Bから、1時間目で帰るなら来なければいい、と言われ傷付いた。
 - c 27日に手渡した手紙に対する担任からの回答はなかった。
- (エ) 5月30日(金)
 - a 担任から、5月27日(火)に当該児童の保護者が担任に渡した手紙を読んだ、という回答があった。
 - b 当該児童は、担任が手紙を読んでくれてうれしいと感じた。
 - c 関係児童Bは、授業中、うるさくしていたので、当該児童は、関係児童Bに、静かにして、と紙に書いて伝えると、関係児童Bから、後ろ向くな、と折り紙に書いて見せられた。また、昼休み、当該児童は、関係児童Bから、同じ折り紙を見て、と言われたが、とりあわなかったところ、関係児童Bから、無視した、先生に言うぞ、と言われた。
- (オ) 6月2日(月)関係児童Bとのやり取り
 - a 当該児童は、授業中、関係児童Bから、何度も話しかけられる。
 - b 当該児童は、授業中であり、関係児童Bを相手にしないでいると、関係児童Bから、「聞いている？お父さんお母さんに言うぞ」と言われる。
- (カ) 6月3日(火)16時00分頃、担任との電話
当該児童がしばらく休むことを伝え、給食停止の手続きを依頼した。担任から、次週の席替えについて提案されたが、当該児童は、既に登校できない状況であり、担任と当該児童の状態に温度差を感じた。
- (キ) 6月10日(火)9時05分頃、[]への電話相談
学校とのやりとりがスムーズにいかないことや、今後の支援のことについて相談した。
- (ク) 6月11日(水)17時00分頃、教頭との電話
 - a 関係児童Aは、当該児童にとって、他児童と話している間に無理矢理割り込んでくる子。しつこい、断れない、[]らしい。
 - b 関係児童Bからは、遅刻・早退した日に「1時間しか登校しないなら来なけりゃいいじゃん」と言われたらしい。
 - c 当該児童は今、関係児童A及びBが嫌、怖い、学校に関係することが全部[]を引き起こす状況のようだ。
 - d 対応の不備を謝罪したいという担任の気持ちは分かった。子どもがこのような状況なので会ったり話したりできない。家庭訪問も遠慮する。
 - e 6月13日の面談に校長が同席することはぜひお願いしたいが、母子分離ができなければ学校に伺うこと自体できない。

(2) 関係児童からの聴き取り調査

ア 令和7年6月16日(月)担任と生徒指導主任が、関係児童Aから聴き取った内容

(ア) 友達をやめる、と言ったことは覚えているが、誰に言ったのかは覚えていない。同じクラスの同級生、別のクラスの同級生には、友達をやめる、と言った。

(イ) 当該児童に、明日、遊ぼう、と誘ったが、当該児童から、遊べない、と断られたため、その返事として、友達をやめる、と言った。

(ウ) 関係児童Aは、別の友達から、友達をやめる、と言われたことがあり、嫌な思いをしていた。そのときから、思い通りにいかないことがあると、人に、友達やめるぞ、と言葉で攻撃した。

(エ) 当該児童が作った折り紙が気に入り、欲しいと言ったり、勝手に引き出しをのぞいたりした。

イ 令和7年6月16日(月)担任と生徒指導主任が、関係児童Bから聴き取った内容

(ア) 痰を見せることについては、やっていない、覚えていない、やってしまったかもしれない。最終的には、当該児童に痰を見せた。

※聴き取りをしていく中で、関係児童Bの回答が少しずつ変わっていった。

(イ) 自分が人に痰を見せられたら、嫌だって思う。

(ウ) 授業中、友達の背中を突いたことは、ない、つついってしまったかもしれない。
※聴き取りをしていく中で、関係児童Bの回答が少しずつ変わっていった。

(エ) 背中を突いた相手について、名前は言えず、座席位置で、前と答えた。
※座席位置が前の児童は当該児童

(オ) 背中を突いた理由について、何となく、ふざけてやった。

(カ) 5月30日(金)授業中、当該児童から、「静かにして」と書かれた紙を受け取った。その返事に、「後ろ向くな」と紙で見せた。その後、やってはいけないと思って、当該児童に、口悪く書いてしまっでごめんね、と謝った。当該児童からは、次からやめてね、と言ってもらった。

ウ 令和8年3月10日(火)担任と生徒指導主任が、関係児童Bから、令和7年6月16日(月)関係児童から聴き落としてしまった内容について聴き取りを行った。

(ア) 当該児童に、来なければいい、父さん母さんに言うぞ、と言ったかどうか覚えていない。

(イ) 当該児童に、1時間目で帰るなら来なければいい、と言ったかどうか覚えていない。

4 いじめの認定等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

ア 令和7年5月頃から6月頃、関係児童Aから、友達をやめる、と言われた事案。

(結果)

令和7年6月16日(月)委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童の保護者と関係児童Aの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児童や当該児

童の保護者から、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Aからの行為が、「当該児童に心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

イ 令和7年5月頃、関係児童Aから、大切にしている折り紙を、欲しい、と繰り返し要求され、当該児童が要求を断っても、勝手に持ち出されそうになった事案。

(結果)

令和7年6月16日(月)委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童の保護者と関係児童Aの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児童や当該児童の保護者から、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Aからの行為が、「当該児童に心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

ウ 令和7年5月頃から、関係児童Bから、口の中の痰を見せられたり、授業中に、後ろの座席から嫌がらせを受けたりした事案

(結果)

令和7年6月16日(月)委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童の保護者と関係児童Bの聴き取り内容が概ね一致していること、当該児童や当該児童の保護者から、当該児童が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児童Bからの行為が、「当該児童に心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

5 学校の対応等(令和7年5月27日(火)～令和8年3月10日(火))

(1) 令和7年5月27日(火)

15時30分頃、担任は、当該児童の保護者から、当該児童が、友人関係で悩んでいるとの封書を受け取った。

(2) 5月30日(金)

15時30分頃、担任は、下校する当該児童を迎えに来た保護者に、5月27日(火)に手渡された封書を拝読したこと及び席替えを実施する意向があることを伝えた。

(3) 6月3日(火)

ア 16時00分頃、担任は、当該児童の保護者から、給食を停止することについて連絡を受けた。

イ 16時30分頃、担任は、3学年主任に、当該児童の様子と当該児童が給食を停止することについて情報共有した。

(4) 6月4日(水)

ア 8時00分頃、担任は、当該児童の保護者から、当該児童は、6月4日(水)から17日(火)まで欠席するとの連絡を受けた。

イ 10時30分頃、担任は、養護教諭に、当該児童の様子と当該児童が6月17日(火)まで欠席することについて情報共有した。

(5) 6月10日(火)

ア 10時00分頃、栄養教諭は、当該児童の保護者から、給食停止の依頼を受けた。

イ 10時25分頃、担任は、教育相談主任に、当該児童の様子と当該児童が給食を停止することに

について情報共有した。

ウ 10時30分頃、担任は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子について確認し、教頭に当該児童の様子と当該児童が給食を停止することについて報告した。

(6) 6月11日(水)

ア 15時00分頃、校長は、[]から、当該児童の保護者が、[]に、当該児童について相談しており、保護者の了承を得て、学校へ連絡したとの報告を受けた。

イ 16時00分頃、校長は、教頭と担任から、当該児童の様子について報告を受け、臨時の委員会を開催し、今後の当該児童と関係児童からの様子とこれまでの経緯及び、今後の対応について協議した。

出席者：校長、教頭、生徒指導主任、担任、3学年主任

ウ 17時00分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡をし、当該児童の様子について確認した。

(7) 6月12日(木)

16時00分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、今後、関係児童A、関係児童Bから聴き取りを行うことを確認した。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、3学年主任

(8) 6月13日(金)

ア 11時00分頃、校長は、当該児童の保護者と面談を行い、当該児童の保護者から相談を受けてから、迅速かつ組織的対応ができていなかったことについて謝罪した。また、今後、関係児童A、Bから聴き取りを行うことについて報告した。

イ 16時00分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、関係児童A及びBへの聴き取りの方法について協議した。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、3学年主任

(9) 6月16日(月)

ア 10時30分頃、担任と生徒指導主任は、関係児童A及びBから聴き取りを行った。

イ 16時30分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、関係児童A及びBからの行為について、いじめとして認知した。

出席者：校長、教頭、生徒指導主任、担任、3学年主任

ウ 17時00分頃、担任は、関係児童Aの保護者に電話連絡し、関係児童Aから、聴き取った内容及び担任が、関係児童Aを指導したことについて報告をした。

エ 17時20分頃、担任は、関係児童Bの保護者に電話連絡し、関係児童Bから、聴き取った内容及び担任が、関係児童Bを指導したことについて報告をした。

(10) 6月19日(木)

ア 15時20分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の保護者から、当該児童の様子と、[]に登録し活動に参加することについて報告を受けた。また、教頭は、当該児童の保護者に、関係児童A及びBから聴き取った内容について説明した。

(11) 6月20日(金)

11時00分頃、校長、教頭、スクールソーシャルワーカーは、当該児童の保護者と面談を行い、当該児童の様子と、[]に登録し活動に参加することについて報告を受けた。

(12) 7月2日(水)

16時00分頃、校長は、当該児童と当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子について確認した。

(13) 7月10日(木)

ア 15時00分頃、校長は、教頭から、当該児童の保護者に電話連絡をし、当該児童が、[]及び[]を発症したとの報告を受けた。

イ 15時20分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、当該児童の心身に重大な被害が生じた疑いがあると判断した。

出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、3学年職員3名

ウ 15時30分頃、校長は、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態の発生について報告した。

(14) 7月14日(月)

16時10分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子を聴き取るとともに、当該児童は、[]への転籍の意向があることを確認した。

(15) 7月16日(水)

ア 9時00分頃、校長は、当該児童の保護者と面談し、ガイドラインに基づき、調査の目的や調査事項等、事前説明を行った。また、受診した病院からの診断書を受け取った。

イ 11時15分頃、校長は、関係児童Aの保護者と面談し、当該児童のいじめ重大事態調査に係る事前説明を実施した。

(16) 7月20日(日)

10時00分頃、校長は、関係児童Bの保護者と面談し、当該児童のいじめ重大事態調査に係る事前説明を実施した。

(17) 7月25日(金)

10時00分頃、校長は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を聴き取るとともに、関係児童A及びBそれぞれの保護者が、当該児童及び当該児童の保護者に謝罪の意向があることを伝えた。当該児童の保護者から、7月30日(水)関係児童A及びBそれぞれの保護者からの謝罪に対して、どのように対応するか今後回答する旨の話があった。

(18) 7月30日(水)

10時00分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子を聴き取るとともに、関係児童A及びBとそれぞれの保護者の謝罪の意向を受け止められる心情ではないということ聴き取った。

(19) 8月7日(木)

16時00分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子について確認した。また、今後の予定について、お盆に帰省することや[]への活動の参加、主治医への受診、[]への通室を予定していることを確認した。

(20) 8月28日(木)

13時30分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子を聴き取るとともに、9月1日(月)の面談の際、当該児童の保護者が、関係児童の保護者に宛てた手紙を持参することを確認した。

(21) 9月1日(月)

13時30分頃、校長及び教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の保護者が、関係児童の保護者に宛てた手紙を預かった。

(22) 9月19日(金)

16時20分頃、校長は、関係児童Bの保護者と面談し、当該児童の保護者が、謝罪を受け入れることができない旨を伝え、当該児童の保護者から預かった手紙を手渡した。関係児童Bの保護者は文書による謝罪の意向を述べ、校長は、当該児童の保護者へ伝えることを約束した。

(23) 9月20日(土)

ア 9時30分頃、校長は、来校した関係児童Aの保護者と面談を行った。校長は、当該児童の保護者が謝罪を受け入れることができない旨を伝え、当該児童の保護者から預かった手紙を手渡した。関係児童Aの保護者は文書による謝罪の意向を述べ、校長は、当該児童の保護者へ伝えることを約束した。

イ 10時00分頃、校長は、当該児童の保護者に電話連絡し、関係児童A及びBの保護者へお預かりした手紙を渡したこと、それぞれの保護者が文書による謝罪の意向があることを伝えたところ、校長は、当該児童の保護者が、関係児童A及びBの保護者から、謝罪の文書を受け取る意思がないことを確認した。

(24) 10月7日(火)

13時30分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子を聴き取るとともに、今後の予定について、[] 訪問や [] での面談、一時帰省、定期受診があることについて確認した。また、10月10日(金)に来校し面談することを確認した。

(25) 10月10日(金)

ア 15時00分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、関係児童A及びBからの文書による謝罪の意向も受ける意思がないことを確認した。また、10月後半から11月頃にかけて実家に帰省するため、学校からの連絡は11月以降に行うことを確認した。

イ 16時00分頃、校長は、関係児童Aの保護者に電話連絡し、当該児童の保護者が文書による謝罪も受け入れられる状況ではないことを報告した。

ウ 16時20分頃、校長は、関係児童Bの保護者に電話連絡し、当該児童の保護者が文書による謝罪も受け入れられる状況ではないことを報告した。

(26) 11月7日(金)

15時00分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を確認するとともに、「[] における抽選の実施について」等、10月分の配付物を手渡した。また、漢字ドリルや計算ドリルを渡し、学習の取組について説明した。

(27) 12月5日(金)

16時20分頃、教頭は、当該児童の保護者に電話連絡し、

抽選の当選が伝えられた。

(28) 12月11日(木)

13時00分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を確認するとともに、抽選が当選したことが改めて伝えられ、また、が提出された。

(29) 12月24日(水)

15時00分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を確認するとともに、2学期通知票や図工教材のキットを渡した。また、を配付した。当該児童の保護者から、年末から令和8年1月末頃までは、当該児童は実家に帰省するため、学校からの連絡は2月以降に行うことを確認した。

(30) 令和8年2月9日(月)

13時30分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を確認するとともに、理科教材のキットを渡し、学習の取組を勧めた。また、より預かった案内と資料を手渡した。

(31) 2月25日(水)

16時10分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、これまで行ってきた調査について、審議を行い、法第28条第1項に基づく調査並びに法第23条の学校の対応について取りまとめた。
出席者：校長、教頭、教務主任、教育相談主任、生徒指導主任、養護教諭、3学年担当教諭

(32) 3月2日(月)

13時15分頃、教頭が、当該児童の保護者に電話連絡し、当該児童の様子を確認するとともに、当該児童の保護者が3月6日(金)に来校し面談することを確認した。

(33) 3月6日(金)

13時30分頃、校長、教頭、担任は、当該児童の保護者と面談し、当該児童の様子を確認するとともに、配付物を手渡した。

(34) 3月9日(月)

ア 13時50分頃、校長は、さいたま市教育委員会から、電話連絡にて、作成中の調査報告書について、関係児童の聴き取りに不備があるとの指摘を受け、担任及び生徒指導主任から、関係児童Bの聴き取りができていない部分があったことについて確認した。

イ 16時00分頃、校長が、当該児童保護者へ電話連絡し、関係児童Bの聴き取りができていない部分があったことを報告し、改めて聴き取ることを伝えた。

ウ 17時30分頃、校長が、臨時の委員会を開催し、関係児童Bへの聴き取りの対応について確認した。

出席者：校長、教頭、担任、生徒指導主任

(35) 令和8年3月10日(火)

ア 10時30分頃、担任と生徒指導主任は、関係児童Bから、聴き取りを行った。

イ 11時00分頃、校長が、当該児童の保護者へ電話連絡し、関係児童Bの聴き取り内容を報告し、令和7年6月16日(月)に関係児童から聴き落としてしまったことについて謝罪した。

ウ 16時00分頃、担任が、関係児童Bの保護者へ電話連絡し、関係児童Bに関する聴き取り内容を報告した。

以上の、法第28条第1項に基づく調査並びに、法第23条の学校対応について、さいたま市スクールロイヤーに調査報告書における学校対応の適否と、それに伴う再発防止策への助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、児童への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6 課題点

調査結果に基づく、資料分析を行い、「法」及び「基本方針」に照らし、本件に対する評価を行った。

- (1) 「基本方針」Ⅶ いじめの対応」には、「学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、『児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応』に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。」と記載されているが、保護者からの不安や要望が十分に共有されなかったことに加え、教職員は、児童の欠席や給食停止の情報を受け取っていたが、迅速な組織的対応をすることができなかった。令和7年5月27日（火）当該児童の保護者からの訴えがあった時点で、管理職に情報が共有され、臨時の委員会を開催し、組織的な対応を早期に実施する必要がある。速やかな情報の集約、正確な情報の整理・伝達、多面的な対応の洗い出し、明確な指揮・命令者による役割分担、などの組織的なシステムが十分機能しなかった。そのため、令和7年6月16日（月）関係児童から聴き取りを行った際、関係児童から当該児童に係るすべてのいじめ事案について聴取することができず、約9か月後の令和8年3月10日（火）改めて関係児童から聴き取ったところ、関係児童からは、覚えていないという回答結果になった。
- (2) 法第15条（学校におけるいじめの防止）には、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と記載されている。本校の当該学年の児童は、これまで特別の教科道徳の授業を要として、善悪判断や友情・信頼、親切・思いやりなどの道徳的価値を学び、人間関係プログラムの授業を通して対人的な訓練を経験してきており、好ましい交友関係の築き方を身に付けてきていると捉えていたが、本案件を受け、自己本位な振る舞いをしてしまう児童や、感情や思慮の制御が未発達な児童も少なくないことを痛感した。全教育活動を通じ、より一層きめ細やかな指導が求められていることが示された結果となった。

7 課題点を受けた再発防止

(1) 当該児童への支援策

ア 当該児童及び当該児童の保護者への連絡が途絶えないよう、教頭や学年職員が、定期的な電話連絡や面談を実施する。その際、当該児童の心身の健康状態、生活の様子、通院の有無や医師の診断状況等を確認し、学習内容や学習進度、課題など、当該児童に進めてほしい学習活動に関する情報を伝える。

イ 担任または教頭が、定期的に配付物や学習課題等の受け渡しを、校長室で実施する。当該児童が

来校できない場合は、家庭訪問を実施する。

ウ 当該児童、当該児童の保護者、医師と相談しながら、学習課題を提示し学習に取り組む働きかけをする。

エ 当該児童及び当該児童の保護者の意向、医師の診断を踏まえ、登校再開が見通せる状況になった際は、登校日前に、担任及び教頭が、当該児童及び当該児童の保護者と面談を行い、登校方法や座席（目の行き届く前列）、在校時間（午前のみ、午後のみ等の時間単位）、居場所（Sola る一む、保健室等）等を予め決め、登校後は教頭、教務主任が教室や活動場所、居場所で見守り、下校時は担任が同行することを徹底する。

オ 登校再開ができた場合は、担任や学年教員をはじめ、多くの職員で声掛けし、安心して過ごせる雰囲気づくりに努める。

カ 専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談を、当該児童または当該児童の保護者に促し、心のケアに努める。

(2) 再発を防ぐための取組

ア 教職員のいじめに対する意識を高めるために、スクールロイヤーや指導主事等を招聘し、「速やかな情報集約、情報伝達と組織体制の徹底」に関する教職員研修を行い、全ての教職員がいじめの定義をはじめとした「法」の主旨や「基本方針」の内容について十分理解するとともに、教職員一人ひとりのいじめに関する意識を高め、児童との面談や聴き取りなどの関わり方においても、寄り添った対応や事案の背景までの考慮した対応が出来るよう、教職員の指導力を高める。⇒6(1)

イ 保護者からの電話相談については、主訴を丁寧に聴き取る、回答が難しい場合は、その場での回答は控え追って正確な回答を伝えるようにすること、電話相談ではなく可能な限り対面での相談に切り替えるお願いをすること、という学校独自の電話対応マニュアルを作成し、教職員に浸透させる。対面での相談については、複数対応を徹底し、丁寧に聴き取りを行う。文書等による相談があった際は、生徒指導部、管理職で情報共有しながら対応する。学級担任については、保護者から、連絡帳にて、3行以上の記載があった際は、学年主任、教頭、校長への報告、封書等は、内容を問わず学年主任、教頭、校長への報告を徹底する。さらに、内容に応じて全職員に周知徹底する。⇒6(1)

ウ いじめ、児童間暴力、ネット・トラブル、児童の教師への暴力等、内容に応じて生徒指導部会、教育相談部会を開催し、ケース会議を積極的に実施する。一人でも多くの教職員がかかわって事案を多面的に捉え、よりスピード感のある、より効果的な対応を徹底する。また、ケースに応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係機関と連携し、より丁寧な支援につなげる。⇒6(1)

エ 毎月末の生徒指導委員会、教育相談・特別支援教育委員会を開催し、事例の報告や注意喚起、ケース会議の設定や計画について協議を充実させ、早期発見に努めていく。⇒6(1)

オ 心と生活のアンケートは、回答内容や判定に基づき個別面談の実施、助言、保護者との連携・共有に活用し児童理解に努める。スクールダッシュボード（おはようメーター）は、「おはよう気持ち」への回答が連続して否定的である場合は、面談での聴き取り、保護者との連携に活用し、いずれも管理職による確認を毎日行う。今後も、児童の心の状態や体調を把握するとともに、心配な状況を確認した際には確実に面談を実施し、家庭との連携を図りながら支援していく。⇒6(1)

- カ 学級担任は、全ての児童と積極的に向き合い、挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話することを心がけ、発達支持的生徒指導の面から信頼関係の構築に努める。⇒6(2)
- キ 定期的（月一回程度）に学年集会を開催し、学年教員が学年全児童に対し、楽しい人間関係、言って嬉しい言葉・言われて嬉しい言葉、協力や思いやりなど、コミュニケーションの大切さを理解させるための集会を行う。⇒6(2)